

衝 撃から1年半、事件は思わぬ展開を見せた

1年「自殺事件」 いた「重大文書」



事件の概要

09年12月10日午後11時過ぎ、私立大学職員の前田信助さん(当時25歳)は、帰宅途中にJR新宿駅構内ですれ違った女性から「お腹を触られた」と訴えられた。女性と一緒にいた知人の男子大学生が原田さんに掴みかかるなど暴力を振るい、駅員に押さえつけられる事態となる。その後、原田さんは警察官に任意同行を求められ、痴漢をした容疑で新宿署で取り調べを受けた。翌朝、長時間の取り調べが終わり、午前5時30分過ぎに新宿署を出る。だが、原田さんは、その約1時間後、地下鉄早稲田駅のホームから線路に飛び込んで自殺した。

10年1月29日、警視庁は原田さんを東京都迷惑防止条例違反容疑(痴漢)で書類送検し、東京地検は被疑者死亡で不起訴処分にした。

この事件は当時、原田さんがICレコーダーで取り調べの一部始終を録音していたことで話題になった。録音時間は自殺した午前6時40分まで、7時間29分41秒に及ぶ。レコーダーには、「痴漢。そこが始まりだから」へあなた自身がわかってはいるはず。真実はひとつ」という警察官に対し、原田さんは「私はドキュメンタリー番組やニュースで取り上げられている痴漢冤罪の被害者のようになるのでしょうか」と不安を漏らすなど、取調室での生々しいやり取りが収められていた。



損害賠償請求の提訴の記者会見(右上は事件現場とされる新宿駅構内の階段、左下は原田さんのICレコーダー)

「痴漢の事実なし」の通信記録

4月26日、自殺した原田信助さんの遺族である母親が東京都を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。訴状によると、損害賠償を求める理由は次のように説明されている。

「故原田について、新宿署が本件条例違反事件(痴漢事件)で書類送検したこと

略)その結果、故原田の母である原告は(中略)社会的に極めて不名誉な耐えがたい状態に追い込まれている」
母親は息子が冤罪であると主張し、警視庁を所管する東京都を訴えたのだ。

痴漢冤罪事件といえ、過去にメディアで何度も取り上げられたように、冤罪の立証が非常に困難であることで知られる。被害女性や目撃者の証言を覆す根拠を探し出すのが難しいからだ。

だが、この事件においては、それは当てはまらない。なぜなら、被害者とされる女性は原田さんは犯人ではないと明言し、警察もそれを把握していたことを示す証拠資料が存在するからだ。「110番通報の通信記録」である。原田さんが残した携帯電話の発信記録から、事件当日に110番通報をしていることがわかっている。通信記録は通報内容を書類にして残したもので、警察に1年間の保存義務がある。それを母親が東京地裁を通じた証拠保全手

の誤りは明白である。(中

● 渋井哲也 (ジャーナリスト)

新宿駅「痴漢容疑青」 「警察は冤罪を知って



続きで入手したのである。

それによると、通報時刻は（12月10日木曜日23時27分）。黒塗りで隠されている部分があるため全文を読むことはできない。断片的ではあるが、新宿駅構内で喧嘩があつて、原田さんが「駅員に囲まれている」と訴えている様子が読み取れる。

肝心なのは、「処理してん末情

報」として記されている内容である。

〈状況 当事者甲（原田さん）が痴漢をしたとして、当事者乙（被害者とされる女性）が丙、丁（男子大学生）に依頼し甲を取り押さえたが、本署生安課で事情聴取した結果、乙が現認した被害者の服装と甲の服装が別であることが判明（以下略）（カッコ内は著者注）

市民より優位にいたい警察

さらに重大な記述が、「処理結果報告時刻」だ。これは、前述の「処理してん末情報」が、新宿署から110番通報を管轄する「通信指

「被害女性」の立場が過剰なほどに守られ、逆に「加害男性」の主張は疑われる。そうした取り調べが痴漢事件で冤罪を発生させる背景にあるという指摘は多い。だが、1年半前に起きたこの事件は別次元の問題を孕んでいた。女性は青年を犯人ではないといい、警察当局もそれを把握していたにもかかわらず、青年は疑いを晴らせぬまま、命を絶ってしまった。

〈結論 痴漢容疑で本署同行としたが、痴漢の事実が無く相互暴行として後日地域課呼び出しとした〉

つまり、当初、被害女性は痴漢だと訴えたものの、警察の取り調べに対して、痴漢行為をした相手と原田さんの服装が違うと証言し、原田さんの容疑は晴れたというのだ。その上で、男子大学生が原田さんを取り押さえる時にお互いが暴力を振るったということで、再度調べるといふ報告になっている。

原田さんの痴漢容疑は晴れていたはずなのだ。

原田さんが新宿署を出たのは午前5時30分過ぎ。4時30分というのは、まだ原田さんが新宿署内にいた時刻である。

捜査の初動時に、無実の人を取り調べざるをえない状況が生じることは、ある程度は仕方がない。このケースのように、いったんは被害者から犯人だと名指されたのであれば、警察としても連行、聴取はするだろう。ただし、間違いが判明したならば速やかに釈放し、本人にも間違いだったことを伝えればよい。捜査協力への礼と、必要があれば一定の謝罪をしたとしても、警察の威信は全く損なわれはしないだろう。

釈放前に、「容疑が晴れ



ました」と一言でも声をかけていれば、原田さんのその後の行動は大きく違っていただかもしれない。

損害賠償請求訴訟の原告代理人で、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」代表の清水勉弁護士がいう。

「そもそも被害女性から被害届が出ていて、原田さんを痴漢の容疑者と断定しているのであれば、否認し続ける彼を簡単には釈放しない。もっと長く勾留してもおかしくないで、釈放を決めた時点で、原田さんに容疑がないことはわかっていたと思われませう」

しかし、同署は何も告げずに原田さんを釈放する。

「警察はあくまでも取り調べた市民に対して優位な立場でいたい。謝罪して原田さんに怒られるのを嫌がったのでしよう。それ以外に容疑が晴れたことを説明しない理由は考えにくい」(同前)

新宿署が原田さんを容疑者と特定していなかったことは、事件後に母親に説明した内容からも明らかだ。

同署の副署長と生活安全課長は、事件から1か月後の10年1月11日、母親を呼んで事件の経過について説明した。その時の様子を母親に再現してもらおうと、次のような流れだという。

副署長「息子さんは痴漢の疑いを確かにつけられた。痴漢をやっていないということもわからない」

母親「やったか、やってないかはわからないんですか?」

副署長「特定するにはいたらなかった。冷静に判断すると、痴漢をやったかどうかは別として、痴漢をやっ

たと特定するには材料がなかった」

少なくとも、原田さんを「痴漢事件の被疑者」と認定してはいないのである。しかしその後、同署は一転して、原田さんを「被疑者」と認定した。母親が同署に赴いて説明を受けた約2週間後の28日、同課長が母親に電話で次のように告げている。

「残念ながら、息子さんを迷惑防止条例の被疑者と認定して、送致する形になります」

同課長は、被疑者として

送検は「捜査ミス隠し」か

110番の開示記録、新宿署副署長の母親への説明から素直に解釈すれば、この事件の真相は「人違い」。それで終わりははずだった。ところが本人が自殺という痛ましい結末を迎えたことで、事件そのものが迷走を始めた。

警察はなぜ、書類送検に踏み切ったのか。「書類送検すると、調査な

認定した根拠として、防犯カメラの映像をあげていたという。

「1月11日の説明では、事件現場の防犯カメラにははっきり映っていないと説明されました。しかし、この時の電話では、防犯カメラに映っているというんです」(母親)

JRが警察に提出したとされる防犯カメラの映像は、のちに証拠保全で母親が入手している。が、痴漢やそれに伴う揉め事らしきものは一切映っていないかったという。

どの捜査記録はすべて検察に渡してしまったことになるので、捜査に不備があったと追及されたとしても、警察は「記録がないのでわからない」と突っぱねることができない。つまり、捜査の情報隠しの意図がうかがえます」(前出・清水弁護士)

それでは、検察から捜査資料を入手できないかといううと、現行法では不可能な

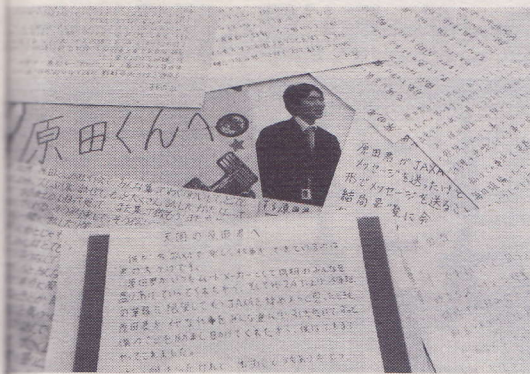
のである。東京地検は「被疑者死亡」を理由に不起訴処分にした。不起訴処分になった捜査資料は開示されない。これで、捜査の真相は闇に葬られてしまう。

原田さんが残したICレコーダーの記録を丹念に調べると、警察が隠したかったであろう捜査の問題点が浮かび上がる。

まず、警察官は原田さんを被疑者として取り調べているのに、被疑事実を明確にせず、黙秘権があることも告げていない。いずれも刑事訴訟法に反する。

原田さんは、新宿駅西口交番で、警察官にへどりあえず警察署に来ていただけませんか?」などと、任意同行を求められた。しかし、痴漢容疑に関してはいっさい告げられていない。この時点では、原田さんは「暴行の被害者」と主張しており、あくまでも捜査協力のつもりで署に向かったようだ。録音にこうある。

原田さん(任意同行という名目で連れて行かれて、警察署に行きますよ)



「おかあちゃん、冷奴！生姜山盛りでね」
駅裏の赤ちょうちん。カウンターの隅に
陣取った常連のSさんが言った。



「生姜が効いた冷奴って、たまないよなあ」

醤油をまわしかけ、生姜がのった豆腐の隅を、箸先で器用にぐずして口に入ると、Sさんはしじみと言った。

「近頃、生姜がちょっとブームみたいだけど、オレは子供の頃から大好きでね…」

クイツと水割りを飲むと、Sさんはどこか懐かしそうに話し始めた。

「新生姜が出回る頃になると、バアちゃんが張り切って、壺にたくさん漬けたもんだよ。丁寧に下ごしらえし、天日に干して壺につめ、赤い梅酢で漬け込むんだ。て、ある日、ニコニコしながら『そろそろ食べられるよ』なんて言うんだよ。オレと妹は嬉しくなってね、壺から大きめの紅生姜の塊を引き上げると、これまたバアちゃんが焼いてくれたオヤキといっしょに食べるんだ。

オヤキをパクッ、紅生姜をサクッ…このオヤキと紅生姜の取り合わせはホントによく合うんだよ。最高のおやつだったなあ。

あるときね、弟と話してたら『オレ、子供の頃、オヤキと紅生姜のおやつがいちばん好きだったなあ』って言うんだよ。ビックリしたね。えっお前もかって思ったよ。オレと弟は十歳も離れているんだけどね」カラカラと水割りをつくりながら、Sさんは静かに話しつづける。

「でもなあ、もう田舎でも紅生姜はあまり漬けないし、オヤキも焼かなくなっちゃったみたいだ…」

焼酎のよさをさらに磨き込んだ、透明な味わい

二 七 川

醸造元 三和酒類株式会社
大分県宇佐市山本・虚空蔵寺丁
TEL0978-32-1431 <http://www.lichiko.co.jp>

飲酒は20歳を過ぎてから。お酒はおいしく適量を。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響するおそれがありますので、気をつけましょう。飲酒運転は、絶対にやめましょう。

(中略)
警官「あなたは被害者として、もちろんそれでいいですから、来ていただく」
任意同行であれば、捜査を拒絶して自由に帰れるし、電話も自由にかける。しかし、警察は原田さんが帰宅したいと申し出ても、自宅に電話したいと頼んでも拒否した。携帯電話の充電が切れた原田さんは警察官に、家族が心配するので電話を貸してほしいと頼んでいる。

原田さん「1回、電話借りましたか？ お金払いますんで」
警官「貸す時は貸すので。その時はお金も要らないので」
原田さんは、終電がなくなるので帰らせてほしいというが、警官はそれも認めない。
交番から新宿署に移り、ようやく原田さんは自分が痴漢事件の被疑者として扱われていることに気付く。
警官「取り調べますんで」
原田さん「どういうことですか？」
警官「あなたは痴漢の被疑者ということ」

しかし、原田さんは無実を訴え、「私は暴行を振るわれて、地面に叩き付けられて……」などと、暴行の被害者であると主張する。
「取調官は、『女性は真っ正面からあなたの顔を見てずっと覚えていた』など」と述べて自白を迫っている。署内では、被害を受けたとされる女性の事情聴取を先行して行なっていたはずだ。その時点で、女性が原田さんの衣服が違うと話していた可能性もある。虚偽事実による自白誘導であれば、明らかに違法です」
(前出・清水弁護士)

原田さんの母親は、警察に不信感を募らせる。
「違法性が疑われる捜査内容が明らかになるのは、警察にとってはまずいことでしょう。また、『暴行事件の被害者』を『痴漢事件の被疑者』として朝まで取り調べていたことも隠したかったはず。だから、無理矢理に息子に罪を着せて、書類送検したのではないか」
「痴漢」は、法的には2種類に分類される。刑法第176条の「強制わいせつ」と、東京都が定めている迷惑防止条例違反である。
両者の明確な差はない。『痴漢冤罪の恐怖』(NHK出版刊)の著者である井上薫弁護士が説明する。

「痴漢の中でも、衣類の中にまで強引に手を入れてきた場合、強制わいせつになり、服の上からだ」と条例違反に当たるという認識が警察側にある。その基準で、どちらかの容疑で送検するのが一般的です。
ただし司法手続きの面では両者には大きな違いがあり、強制わいせつは親告罪ですが、迷惑防止条例違反は親告罪ではないのです。つまり条例違反であれば被害者の告訴がなくても、警察側の判断で送検することができる」
原田さんの場合、被害届も告訴もなかったが、迷惑防止条例違反で送検された。被害者が「別人だった」と語り、告訴もせず、防犯カメラにも証拠はない。これで送検されたことには違和感を禁じ得ない。
警視庁に見解を問うと、「本件は今後の裁判に関わることであり、訴状が届いていないのでコメントを差し控えたい」と回答した。
検証の舞台は法廷に移った。早期に裁判で真相が明らかになることを願う。